

青少年問題の文献の動向

青少年問題に関する文献は、広範囲で多岐にわたっており、その中から青少年問題についての基本的かつ重要な情報資料を収集、選択し、分析することは容易なことではない。平成14年度については、膨大な情報資料を収集分析した後、約800件の資料についてA社会、B意識、C心身の発達、D家庭、E学校教育、F生涯学習・社会教育、G職場、H文化、I非行の9のカテゴリーに分類し、それぞれの文献の動向について以下にまとめる。

A 社会

平成14年度の「社会」分野の文献の特徴として、健全育成の重要性に対する認識が深まるとともに、そのためには国民運動としての地域の活動が不可欠であることが共通認識となりつつあることが挙げられる。また、児童虐待等の問題が焦点となり、その解決が急がれる一方で、児童福祉等の分野で子どもたちの心の問題にまで配慮するなど、量的な面だけでなく、質的な面でのサービス向上が議論された。

- (1) 青少年対策に関しては、福井県が「ふくい21青少年健全育成指針」のもとに推進している。茨城県青少年相談員連絡協議会は社会環境県下一斉実態調査報告書を出した。島根県は平成13年6月の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正を受け、ツーショットダイアル等営業に関する規定の整備をするため条例等の改正を行った。ほかに、静岡県教育委員会は「保護者のみなさまへ」を発行し、「子どもの問題を、私たち自身の生き方の問題として考え、真正面から子どもに対峙してほしい」と訴えた。渡辺かよ子は米国を中心とする先進各国で青少年問題への対応に顕著な成果を上げているメンタリング・プログラムを分析した。メンタリングとは、成熟した年長者であるメンターと若年のメンティとが、基本的に一対一で、継続的定期的に交流し、適切な役割モデルの提示と信頼関係の構築を通じて、メンティの発達支援を目指す関係性を指す。星野周弘は「非行化を促す人間関係」として、行動準則の個別化の容認、過保護、連帯感の弱さ、匿名性などを指摘した。
- (2) 国民運動に関しては、茨城県が「青少年健全育成活動実践事例調査」を行った。愛知県は、前年度に引き続き青少年健全育成モデル事業を実施し、健全育成事業や市町村民会議による青少年の自然体験、社会体験事業を募集し、選定のうえ、実施を委託

した。国民会議は有害環境モニター報告書を発行した。これは、青少年にとって有害と思われる地域の社会環境の実態把握を主たる目的に、平成14年度から取り組んだもので、主として18歳以下の子どもたちにとって好ましくないとされる社会環境について、日常生活の中で感じたこと、見かけたこと、疑問に思ったことなどを、文書等で寄せてもらうものである。国民会議では、寄せられた意見をまとめた「ニューズレター」を年2回発行した。

- (3) 規範意識に関しては、古市勝也がマツダ財団の助成を受け、規範意識の獲得と通過儀礼について、小学5・6年生と、その保護者、地域の高齢者・青少年育成指導者を対象にアンケート調査を実施し、規範意識獲得のメカニズムを解明しようとした。
- (4) 社会福祉に関しては、竹内かおり他が児童養護施設に入所している子どもたちがかかえている問題と取り組みについて調査した。庄司順一他が、グループホームの実態と制度施行状況を調査した。高橋一弘が、育児の施設主義を見直し、家庭的保育を進めるよう提唱し、里親制度の活性化を訴えた。渡辺伊佐雄が児童自立支援施設（前教護院）北海道家庭学校高校生寮の取り組み、ニーズ等についてまとめた。西郷泰之が、子どもへのサービスの質の確保システムをめぐり、セーフティネットの一つであるオンブズマン制度を兵庫県川西市の事例から分析した。本間真宏他が日英比較分析を中心に、子どもの福祉と権利の法制史的研究を行った。小笠原恵が発達障害児・者における問題行動の研究動向を整理し、問題行動軽減のためのアプローチ法として①直接的なアプローチ法、②分化強化法、③機能的コミュニケーション訓練、④包括的な行動支援法の4点について分析した。木野裕美他が虐待防止や子育て支援のネットワークについて訪問調査した。竹中哲夫が2001～2年の児童福祉の動きと論点を整理して、2004年法改正を展望した。

(担当 西村 美東士)